

○穴水町介護支援専門員人材確保等推進事業実施要綱

令和4年10月17日

告示第17号

(目的)

第1条 この要綱は、介護支援専門員及び主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」とする。）有資格者の人材不足による居宅介護支援事業所におけるサービス供給量低下を抑制することにより、もって住民福祉の向上を図ることを目的とし、介護支援専門員人材確保等推進事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に規定する助成金、奨励金及び支援金（以下「助成金等」とする。）の交付については、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号）に定めるもののほか、その交付に関し、この要綱を適用する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護支援専門員 介護保険法第7条第5項に該当する者
- (2) 主任介護支援専門員 介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に該当する者

(定義)

第3条 この要綱に基づき実施する事業は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護支援専門員等資格取得助成金交付事業
- (2) 介護支援専門員等就職奨励金交付事業
- (3) 介護支援専門員就業継続支援金交付事業

(助成金等の交付対象者)

第4条 前条に係る助成金等の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 穴水町内の介護保険サービス事業所（以下「事業所」という。）に勤務している者又は勤務予定がある者
- (2) 穴水町の町税等を滞納していない者
- (3) 国家公務員又は地方公務員ではない者

(介護支援専門員等資格取得助成金の交付対象者)

第5条 第3条第1号に規定する助成金の交付対象者は、前条各号に掲げる条件のほか、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該年度の介護支援専門員実務研修受講試験を受験し合格した者
- (2) 当該年度の主任介護支援専門員研修の受講を修了した者

(介護支援専門員等就職奨励金の交付対象者)

第6条 第3条第2号に規定する奨励金の交付対象者は、第4条各号に掲げる条件のほか、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護支援専門員登録済又は登録見込(研修終了)の者
- (2) 当該年度に町内の事業所において、新たに正規職員として雇用された者。

(介護支援専門員就業継続支援金の交付対象者)

第7条 第3条第3号に規定する支援金の交付対象者は、第4条各号に掲げる条件のほか、下記に該当する者とする。

- (1) 町内の事業所に介護支援専門員又は主任介護支援専門員として従事している者

(助成対象経費)

第8条 第3条第1号及び第3号の助成対象となる経費(以下「経費」という。)は、第5条第1号に係る試験受験料及び対象者が受講した研修に係る受講料(テキスト代含む。以下同じ。)とする。ただし、国もしくは地方公共団体又は勤務先から当該経費に係る補助金等の交付を受けている場合は、交付を受けた額から当該助成金の額を控除した額を経費とする。

(助成金等の上限額)

第9条 助成金等の上限額は次の各号に掲げる額とする。

- (1) 介護支援専門員等資格取得助成金交付事業
 - ア 第5条第1号該当者 1万円
 - イ 第5条第2号該当者 6万円
- (2) 介護支援専門員就業継続支援金交付事業
 - ア 介護支援専門員 5万円
 - イ 主任介護支援専門員 10万円

2 介護支援専門員等就職奨励金交付事業に係る奨励金は、10万円とする。

(交付の申請)

第10条 助成金等の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、穴水町介護支援専門員人材確保等推進事業助成金等交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添え、合格発表もしくは研修を終了した日の翌日から起算して1年以内(合格発表もしくは研修を修了した日の翌日から起算して1年以内に町内の事業所に就労した者にあつては就労開始日から起算して1年以内)に町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により申請が遅延した場合は、この限りではない。

- (1) 領収書の写し又は経費が確認できる書類
- (2) 修了証明書又は受講修了を証明する書類の写し

- (3) 町内の事業所に就労していることを証明する書類
 - (4) 当該申請に係る経費について、国もしくは地方公共団体又は勤務先から当該経費に係る補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額が確認できるもの
 - (5) 納税証明書
- 2 助成金等交付の要件に関する記録を公簿等により町長が確認することに申請者が同意した場合、第1項の添付書類を省略することができる。

(助成金等の交付決定及び額の決定)

- 第11条 町長は、申請者から申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ調査を行い、助成金等の交付が適当であると認めるときは、穴水町介護支援専門員人材確保等推進事業助成金等交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による書類の審査等により、助成金等の交付が適当でないと認めるときは、穴水町介護支援専門員人材確保等推進事業助成金等不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金等の請求)

- 第12条 前条第1項の決定通知書を受けた者は、通知のあった日から20日以内に、穴水町介護支援専門員人材確保等推進事業助成金等請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)により町長に請求しなければならない。
- 2 前項の請求書は、実績報告書を兼ねるものとする。

(助成金等の交付決定取り消し及び返還)

- 第13条 町長は、決定通知書を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、穴水町助成金等返還通知書(様式第5号)により、既に交付した助成金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- (1) 申請書の提出から3カ年以内に自己都合による離職
 - (2) 提出した書類に、偽りその他不正があったとき
 - (3) この要綱の規定に違反したとき
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が助成金の返還が相当と認めるとき
- 2 前項第1号に該当する者で、やむを得ない特別な事由であると町長が認める場合は、当該助成金等の全部または一部の返還を免除することができる。

(委任)

- 第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。